

《観光文教委員会(令和2年8月7日)》

〈要旨〉

- ・労働施策総合推進法について
- ・公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインについて
- ・公立図書館の情報発信と蔵書点検について
- ・学校図書館の情報センター化について
- ・特認校制度における交通費支援について
- ・学校再開における児童生徒のこころの対応について
- ・不登校児童生徒等に向けたオンライン授業の在り方について
- ・誰もが等しく教育を受ける権利の奈良市としての確証について

〈会議録〉

無所属の林政行です。よろしくお願いいたします。

最初に6月1日から、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」施行により、事業主にパワーハラスメント防止対策の措置が義務化されました。

3月19日付の文科省通知では、この指針が教育委員会にも適用となるということです。

そこでこの法律により、教育委員会と学校はどのような義務と対応が求められることになったのか、教職員課長お聞かせください。

▷令和2年1月15日に厚生労働省が示した改正労働施策総合推進法に基づく指針では、職場におけるパワーハラスメントを防止するために、事業主に対し、①パワーハラスメントに関する方針を明確化し、これを職場内に周知させること、②労働者がパワーハラスメントに関する相談を適切に行うための体制を整備すること、③パワーハラスメントにかかる事後的な対応を迅速かつ適切に行うことの、主として3点を義務付けている。

▷これを受け、事業主においては、例えば就業規則等の服務規律を定めた文書に、パワーハラスメントに対する事業主の方針及び注意喚起を記載した上でこれを労働者に周知させる、また、パワーハラスメントに関する相談窓口を社内に設ける、さらに、パワーハラスメントの事実を認定した場合には、被害者の心身面のケアを図ることと同時に行方者に対して適切な処分を行う等の措置を講じることが求められている。

答弁でいただいた内容は、教育委員会と学校に求められていることであります。

そこでこれまで行ってきた対応と、今後取り組まなければならない対応がありましたら、教職員課長お聞かせください。

▷市教委としては、学校の服務監督権者である管理職に対して、毎年度、綱紀の肅正と併せて職場のハラスメントの防止についても通知し、啓発リーフレットや相談窓口を周知することで意識啓発を行ってきた。

▷また、管理職だけでなく、教職員一人一人が職場のハラスメントについての啓発リーフレットや相談窓口を認識できるように、グループウェアを活用し広く周知することや、各学校内でも研修・指導を行えるように研修資料を配付する等、各学校内のハラスメントに関する意識を高め、職場環境の改善に引き続き取り組んでいきたいと考えている。

今回パワーハラスメントだけでなく、セクシュアルハラスメント対策も同時に強化されています。

ハラスメントについては、昔の常識が今では通じないなど、時代とともに変化しています。

今回の文部科学省の通知では、同僚や部下からの行為もパワハラに当てはまる場合があることや、教育委員会が対応しなければならない「職場」の範囲について、勤務時間外の「懇親の場」や、通勤中なども含むとしています。

これらの変化の内容について、きちんと理解できている方がどれだけいるのか疑義があります。

だからこそ、学校や教育委員会はもちろんのこと、児童生徒の保護者や地域住民も含めて、ハラスメントはどういうものが該当するのかなど今一度知り直す機会が必要ではないでしょうか。

文部科学省は、6月から学校を含むさまざまな職場でハラスメント行為対策を強化する法律が施行されることに先立って、留意事項を教育委員会に通知し、ハラスメント行為を防ぐための研修などを実施するよう努力を促した上で、外部専門家などを定期的に招くことが効果的であるとし、神戸市の小学校で発覚した職場いじめを踏まえて、児童生徒の保護者や地域住民らの学校参画を進めることが有効だと指摘しています。

そこで、児童生徒の保護者や地域住民を巻き込んだ形での外部専門家による研修を要望します。

また文部科学省の通知では、相談窓口は教委として設けるとともに、各学校でも相談に対応できる体制をつくるよう求め、（校内で担当者を決めることに加え、専任の職員を配置することも考えられる）加えて、パワハラ指針は教職員間に関するものではあるが、児童・生徒への対応、その保護者への対応でも、パワハラ指針が例示しているような不適切な言動がないよう、注意喚起・啓発などを求めています。

その他、教育実習生へのパワハラ、セクハラは「実習ハラスメント」と呼ばれる場合が

あり、被害者は泣き寝入りせざるを得ない実態があるとされ、教育委員会に対し、実習先となる学校への啓発や、学生からの相談を受け付ける体制の整備などが必要だとしています。

今後、文部科学省は、教育委員会の取り組み状況を調査する予定とのことですので、現在の現場の状況を考えると厳しさはありますが、それでも必要な取組と考えますので、できる取組から行っていただくよう要望します。

次に、7月17日に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に法的根拠を持たせて制定した指針が改正されています。

法的に担保されることにより、在校等時間の縮減に向けて業務量の適切な管理と教員の健康・福祉の確保を図る教育委員会・校長等の管理監督者の行政責務が一層明確になりました。

このガイドラインの趣旨は、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことをできる状況を作り出すことを目指して進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として制定されたものであります。

また勤務時間の考えとして、「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる在校時間を対象とすることを基本とするとし、校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とするとされています。

そして上限の目安時間として、1か月の在校等時間は、超過勤務45時間以内、1年間の在校等時間は、超過勤務360時間以内としています。

奈良市では昨年度より市立小中学校において、教職員の勤務時間などを正確に把握するため、タイムレコーダーが導入されています。

そこで、このガイドラインを遵守した形で、上限の目安時間を超えた教員は全体の何割に相当するのか、教職員課長お聞きください。

▷コロナ禍のため例年とは違う状況ではあるが、直近の令和2年6月の市立小中学校の時間外勤務在校等時間についてお答えすると、平均43時間43分で、1か月の在校等時間の目安時間の45時間を超えている教員の割合は約4割である。

ガイドラインには、実効性の担保として、教育委員会は、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定し、実施状況の把握、必要な取組を実施、上限を超えた場合、事後的に検証するとされています。

そこで方針等を策定しているのか、教職員課長お聞かせください。

▷奈良市立学校等に勤務する教育職員の勤務時間の上限に関する規則を令和2年4月に策定している。

▷また、タイムレコーダーの導入により教員の勤務実態が把握でき、長時間勤務の状況が見える化することができてきており、教員の長時間勤務の解消のために、外部の部活動指導員の配置や学校の外部からの電話に対応する時間を設定するなどの取り組みをしてきた。

▷今後も教員の業務縮減に向けて、学校や各課と連携しながら総合的に教員の働き方改革を進めていきたいと考えている。

勤務時間の上限に関する規則も策定済ということであります。

そして現在「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を遵守できていない教員が約4割いるということです。

教員の長時間勤務の解消のため、答弁いただいた取組以外にもスクールサポートスタッフの拡充もされています。

しかしながら、現状遵守できていないことも考えると、事後的検証を待たずとも、次年度に向けて更なる施策を現在から検討すべきであります。

特に文部科学省にも報告がある、基本的に学校以外が担うべき業務の4項目については、教員の長時間勤務の大きな要因でもあることから、地域教育課の協力も得て、地域や保護者の代表も参加しているコミュニティスクールで話し合いを開始していくことしか、解決の道はないと考えますので、その検討をまず要望します。

また全国的に校長や教頭の長時間勤務の調査として報告され、奈良市も同様と考えられ、これらの解決には人の措置など予算措置が必要なこともあると考えられますので、現場の声も聞き、3月定例会ではきちんと予算提案していただくよう要望します。

次に、奈良市立小中学校が臨時休業中、他の自治体の公立図書館では、臨時休館中であっても図書館だからこそできる取組をホームページ等で子どもたちや大人に向けて、様々な情報を発信していました。

一方で奈良市立図書館は、5月1日から「オーディオブック」サービスや、今後、電子図書館の整備を進めていくなど、全国的にも公立図書館として素晴らしい取り組みをされ、これまでそれらを求めてきたものとしては、ようやく一歩前に進めたと思う反面、各館独自で利用者目線で行っている素晴らしい取組が、多くの市民にまだまだ浸透していない現状を考えると、更なるホームページの改善とともに、奈良市立図書館がより市民に親しみやすくなるよう改善していくために、自らSNSで発信し、より市民に図書館の取組などを知ってもらえることが大切になります。

そこで SNS ツールを積極的に活用していくべきであると考えますが、今後実施していく考えがあるのか、中央図書館長お聞かせください。

▷図書館により親しみをもっていただき、気軽にご利用いただくための公共の場として、ホームページのさらなる充実とともに、SNS ツールを使った公式的な情報発信・広報啓発は重要であると認識しています。正確かつわかりやすい発信を継続的に行っていくため、おはなし会やイベントの広報、話題の新着本の紹介など取り組んでまいりたいと考えております。

認識しているのなら、まずは活用してみるべきであります。

SNS の利用は秘書広報課を通して申請する手続きをしてからになります。もし各図書館で広報等発信したいものがあれば、秘書広報課に相談していただければ、市の公式 SNS にも載せることは可能との話を事前に聞いております。

是非それらも活用して、図書館をより親しみをもってもらえる取組を目に見える形で行っていただくよう要望します。

次に、蔵書点検についてお聞きします。

蔵書点検とは、市民の貴重な共有財産である図書館資料が、行方不明になっていないか、汚損や破損がないか、決められた正しい場所に並んでいるかなど、一点一点確認していく作業です。

この作業をおろそかにすると、在庫になっているはずの図書が見当たらず、貸出できなくなり、利用者の方にご不便をおかけしてしまいます。

他の自治体の公立図書館では毎年膨大な資料の現状を正確に調べています。

そこで、北部・西部・中央図書館において、直近で蔵書点検を行った時期について、中央図書館長お聞かせください。

▷蔵書点検につきましては、中央図書館は平成 29 年度末、西部図書館は平成 30 年度末、北部図書館は平成 30 年度末に点検を行っております。

中央図書館と西部図書館については、現在 IC タグのタグ付けが整備途中のため、閉架書庫が行えていない状況であるということも事前に聞いており、開架書庫も毎年行えていない、正しくは行うことができない状況であると私は認識しております。

冒頭に申した通り、利用者の視点からも蔵書点検は毎年行うべきものであります。

そこで他の自治体と同様に蔵書点検を行うべきと考えますが、今後実施していく考えがあるのか、中央図書館長お聞かせください。

▷蔵書点検は、公共財産としての図書資料の現況確認やサービスの安定、管理運営、司書職員のサービス提供に向けたスキルアップなどさまざまな観点で重要であると認識しています。利用者の利便性を考え、閉館せずに蔵書点検を行うことを考えておりますので、様々な事業、行事のスケジュール調整を図りながら、システム事業者や3館で協議し、進めてまいりたいと考えております。

蔵書点検に向け進めていくということですので、今後その計画を示していただくようまず要望します。

しかしながら、閉館せずに蔵書点検を行うことには異議があります。仮に閉館せずにできていたのなら、これまでも毎年できていたはずで、できていないのにはそれなりの理由があり、その理由に真に向き合わないと結果誰もが良い方向へと向くことはありません。

私は現実に実施していくとなると、2つの課題があると考えます。

1点目は、蔵書点検は言うまでもなく1日でできるものではなく、時間がかかり、また通常業務の片手間でできるものではありません。

毎年蔵書点検を実施している他の公立図書館を見ていると、一週間の休館を行っています。それだけの時間がかかるものであります。

奈良市も現状を鑑みると蔵書点検のための休館が必要です。

しかし休館するにも、市民に周知が必要です。その周知も、休館の日程を伝えるだけでなく、なぜ蔵書点検が必要なのかといった、市民に理解してもらう周知が必要であります。そういったことをきちんと行えば、市民からも理解を得られるものでありますので、蔵書点検のための休館を行うよう要望します。

そして2点目は、人です。

教育長含め上層部の方々がどれだけ図書館の実情を認識しているかはわかりませんが、学校図書館の人員を増員し、その増員分の人が各館からいなくなった影響はかなり大きいものとなっています。

現場は疲弊しているを乗り越えていると私は認識しています。

これでは館長が蔵書点検を行う意思を示しても、そもそもその時間を確保する余裕さえないので、現実には不可能といって過言ではありません。

現状を把握すれば、直ぐにでも増員措置を取るべきでありますし、次年度は昨年度並みに各館の人員を増員していただくよう要望します。

それが現状厳しいのであれば、それこそ市が積極的に活用を始めているICTに頼り改善させていくのが、教育委員会に求められている政策であります。

具体的には、公共と学校図書館の共通電子化を進めて、派遣ではなく遠隔連携に切り替え、本来の子どもたちを日頃見ている教員先生や多忙をサポートする地域ボランティアに資金提供してでもシフトさせる、公共と学校図書館教育の役割分担の明確化です。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第三次の募集がこれから始まります。私はこの交付金の活用は一時的な活用ではなく、将来にも繋がる活用、将来を見据えた活用をしていくべきであると考えます。

その活用の一つとして、学校図書館の情報センター化です。

この交付金を活用し、古い各学校のPCを入れ替えます。

そうすることで、リモート読書会も学校図書館から開催することができます。また学校訪問せずとも、情報交換がより密によりスムーズに行うことも可能です。

さらに公共図書館司書の派遣も、リモート支援で教員や図書ボランティアのスキルアップに活用することも可能になります。

前回の観光文教委員会でも学校図書館を取り上げましたが、この交付金を活用することで、私は他の自治体と比べて少なからず遅れているところがある奈良市の学校図書館を回復させる、これこそ将来を見据えた活用だと考えます。

そこで、学校図書館の情報センター化に教育委員会として取り組んでいくべきであると考えますが、検討する考えがあるのか、中央図書館長お聞かせください。

▷学校図書館の情報センター化は、有効な機能であると考えていますので、今後、先進事例などを参考にして、調査研究をしてまいりたいと考えております。

調査研究するということではありますが、それはいつまででしょうか。

I C Tシステムは一種のツールです。そのツールを使い、公共司書をどのように扱うのか。学校担当司書、図書担当司書、地域ボランティア、児童生徒図書委員といった人材をどうシステマティックに事業継承していく仕組みを作るのか、これが一番重要ですので、これらを含めた調査研究結果を今年度に報告していただくよう要望します。

またI C Tシステムの課題に、そのイニシャルコストとランニングコストがあるかと思えます。質問でも述べている地方創生臨時交付金でそのイニシャルコストを獲得できる可能性も十分考えられます。課題とは、問題を解決するためにやることであります。目の前に課題が解決できる可能性があります。有能な機能であると答弁いただいていますので、直ぐに予算獲得に動いていただくことを要望します。

今後I C Tシステムはつくれても、人がついていかなければ意味がありません。

第5次総合計画の案を拝見していると、図書館の強化が謳われています。目に見えるものだけを改善しても、その中身が確立していなければ、図書館の強化も言葉だけのものになります。

今後の予算等で中身が伴ったものになっているのかも、注視させていただきます。

次に、奈良市東部地域の田原小中学校において、令和2年度から特認校制度をスタートしています。

特認校制度のチラシやホームページには、特認校就学条件の一つとして、保護者の責任と負担において、当該の児童生徒を通学されることと書かれております。

「子どもの貧困率（相対的貧困）」について、厚生労働省が2017年にまとめた「国民生活基礎調査」によると、日本の子ども17歳以下の貧困率は、13.9%（2015年）になっています。これは7人に1人の子どもが貧困に陥っている状況であり、ひとり親世帯の貧困率も50.8%と半数は超えている状況であります。

このような状況を鑑みると、チラシやホームページだけを見て、田原小中学校に通わせたくても、家庭の経済的事情のため、断念せざるを得ないご家庭があったのかもしれない。

そこで、特認校制度を導入した田原小中学校へ通学する児童生徒の交通費支援について、今年度何らかの支援をされているのか、教育総務課長お聞かせください。

▷公共交通機関を利用して田原小中学校へ通学している児童生徒については、奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱に定められた交付の対象である場合、通学費の一部を助成している。

▷特認校へ就学を希望する際には、学校長が保護者及び児童生徒と面談を実施しており、面談時どのような交通手段で通学されるかについても伺っている。公共交通機関を利用したの通学を考えている方には、助成金制度があることを学校長よりご説明させていただいている。

助成金制度が整っているということではありますが、チラシやホームページに何故あのような表現をするのか、疑問であります。

繰り返しになりますが、現在のチラシやホームページにも、就学条件の一つとして、保護者の責任と負担において、当該の児童生徒を通学されることと記載されています。

基本的な考え方はそうだとすると、助成金制度を現実整えていますので、チラシやホームページだけを見て、家庭の状況を考え、諦める児童生徒や保護者がいてはなりません。

但書などで、助成金制度があることは記載していただくよう要望します。

また、現在（仮称）奈良市立一条高等学校附属中学校の設置について、委員会冒頭報告がありましたが、通学区域を市内全域にするのであれば、誰もが家庭の経済事情に左右されることなく通えるよう、通学費等の支援を整備し、これからの学校説明会などでも伝えていただくよう要望します。

次に、臨時休業していた市立小中学校も6月から段階的に授業が再開しております。

児童生徒に向け、こころの状況を知るアンケートを実施されたと思いますが、その結果について教育支援相談課長お聞かせください。



▷アンケートについては、臨時休業中の5月25日から5月29日にかけて「休み中の生活調べ」として、また学校再開後の6月29日から7月3日にかけて「学校再開後の生活調べ」として小学校2年生から中学校3年生までを対象に実施した。

▷5月末のアンケートでは、「休みが続く中で何か不安を感じたことがある」と答えた割合は、小学生が17%、中学生が24%でしたが、学校再開後には、「学校やお家で何か不安を感じたことがある」と答えた小学生は10%、中学生は11%と減少した。

▷しかしながら、不安をもっていると答える小中学生が少なからずいることから、引き続き各校においては、個々の状態を丁寧に観察し、校内で情報共有し、電話連絡や家庭訪問、スクールカウンセラーの活用など必要な対応を行っているところである。

今回教育支援相談課が行ったアンケートは、項目は少ないですが、スクリーニングシートと似たものだと思っています。

以前スクリーニングシートの活用を要望し、現在いじめ防止生徒指導課で運用をしているとのことですが、それは事象が起きてからのようです。

私は事象が起きてからではなく、もっと早期にスクリーニングシートを活用することで、教員の負担もデータとして減りますが、何より子どもたちに行える支援の可能性が増え、それにより子どもたちの笑顔が増える、これもデータにより証明されています。

だからこそ今回のアンケートはコロナ禍のものにするのではなく、今後も継続して続けていただきたい、まず要望します。

アンケートを増やすことは、現場の負担が増える意見もあるようです。この意見は以前から聞き及んでいることですが、現在学校で行っているアンケートもまた現場からその必要性について疑問の声があるのも知っています。

これらを知ると、現在学校現場で行っているアンケートの内容の精査が必要な時期がきていると考えます。早期に精査していただくことを要望します。

次に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休業の期間中、奈良市はオンライン授業を導入されました。

それにより、これまで学校に通えなかった不登校児童生徒の中には、在宅で授業が受けられるようになり、「学び」へのアクセスを取り戻した子どもたちもいるようです。

オンライン学習を出席扱いにするという文部科学省の方針もあり、今後、オンライン授業は不登校児童生徒の選択肢にもなりえるものです。

オンライン授業を臨時休業中だけ行うのではなく、特に不登校児童生徒や病気などの理由で学校に来れない児童生徒のためにも、通常授業と並行したオンライン授業を継続していかなければならないと考えています。

これについては、一部の学校が自主的に行うものではなく、対象の児童生徒がいると考えられる学級については、教育委員会として授業と同時並行してオンライン授業も必ず実

施する方針を定めるべきと考えますが、実施していく考えがあるのか、教育支援相談課長お聞かせください。

▷委員お述べの通り、市教育委員会としても、不登校児童生徒が、臨時休業中にオンラインでの授業配信等に参加したという報告を受けている。

▷学校再開後の不登校児童生徒への支援として、今年度からオンライン学習支援「Web HOP」を行っている。

▷「Web HOP」とは、オンラインで教材を提供し、学年を限定せず、自分の理解度に応じて学習を進めていくものであり、オンラインを利用し、児童生徒が学校や教育センターとつながり、コミュニケーションを取って、学習や生活の相談をするものである。

▷オンライン授業の実施に関しては、学校教育課より令和2年7月10日付け「オンラインを活用した学びの保障に向けた体制の整備について」において指示したところであり、今後は、不登校児童生徒への有効な学習支援の一つとして推進していきたいと考えている。

折角導入したオンライン授業も、学校が再開されて以降、オンライン授業はほとんど活用されていない状況です。宝の持ち腐れとも感じています。

オンライン授業となると、100%完璧でなければならないと思っているのであれば、私はそれは違うと思っており、最初は授業の同時放映するだけでも、学校には行きづらいけど授業だけは学びたい児童生徒や、学校に行きたいけど、クラスの雰囲気が分からず二の足を踏んでいる児童生徒など、それだけでも様々な効果があると思っています。

だからこそ、全てのクラスではなく、不登校児童生徒の聞き取り等で、希望がある児童生徒のクラスだけでも、早急に実施していただくことを要望します。

また不登校児童生徒に関連して、現在教育委員会では不登校児童生徒の支援策として来年度に向けて新たな場所の提供を検討し、不登校児童生徒の支援の強化を進めているようであり、それについては進めていただきたい気持ちですが、但し強化する方針であれば、昨年度までの不登校児童生徒の支援体制を維持した上で、更なる強化策をするのが通常の政策手法で、何故そのような手順を踏まないのか理解に苦しみます。

今年度 HOP の日数を3日から2日に変更し、それによりこれまで HOP を拠り所としていた生徒やその親御さんの気持ちを考えるとなんとも言えません。実際に、そのような声をいただいているのではないのでしょうか。

新たな選択肢の提供と同時並行して、まずこの理不尽な変更を早急に是正していただくことを要望します。

最後に、本年度は奈良市教育大綱の改定時期であります。現在、奈良市が目指す教育について、教育委員会を中心に議論が行われています。

私は、奈良市の目指す教育は専門性を持つ皆さんでしっかりと議論して、奈良市の児童生徒にとって素晴らしい未来へと繋がる教育大綱にするべきだと考えます。

しかし、いくら奈良市の目指す教育が素晴らしいものであっても、奈良市の児童生徒が奈良市の目指す教育の舞台に立てるしっかりとした環境、それは現在進められているタブレット端末など教育に必要な環境もあれば、子どもと子育て家庭をめぐる社会環境が大きく変化し、その課題も急速に広がり、一層複雑化している現在、様々な問題から家庭で暮らすことができない児童生徒や厳しい家庭環境にあたりする児童生徒、また障害を持つ児童生徒や不登校児童生徒など、全ての児童生徒が奈良市の目指す教育を等しく受ける環境を整えることができる確証がなければ、その教育も一部の児童生徒だけが恩恵を受けるものになってしまうのではないかと危惧しています。

そこで同時期に策定予定の奈良市教育振興基本計画にそれらの解決策を具体的に盛り込むべきと考えますが、盛り込む考えがあるのか、教育政策課長お聞かせください。

▷委員お述べの通り、今年度は、来年度からの5年間の奈良市の教育の方向性を示す“教育大綱”と具体的な教育施策を盛り込んだ“教育振興基本計画”の改訂の年である。

▷このうち“教育振興基本計画”については、教育基本法において各地方公共団体が、政府が示す教育振興に関する基本的な計画を参酌しながら、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることとされている。

▷新しく改訂する“奈良市教育振興基本計画”においては、教育委員会で進める教育施策全般にわたり具体的に書き込むことを予定しており、全ての子供たちがおかれる環境や状況に応じた教育施策や計画を示していきたい。

施策や計画を具体的に示すとのことであり、今後の計画に期待をさせていただきます。

冒頭の質問で述べたことは、これまで観光文教委員会等で取り上げていたことであります。

そして、その必要性の認識はこれまでの答弁で共有していただいています。

その実効性を担保していただくため、奈良市教育振興基本計画には、それらを具体的に書き込み、施策や計画に落とし込んで進めていただくよう要望します。